

吾妻広域町村圏振興整備組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 4月 1日
吾妻広域町村圏振興整備組合理事長
吾妻広域町村圏振興整備組合消防長

吾妻広域町村圏振興整備組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、吾妻広域町村圏振興整備組合理事長、吾妻広域町村圏振興整備組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とする。
なお、平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間の前期計画とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

吾妻広域町村圏振興整備組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職員、担当者等を構成員とした女性活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、吾妻広域町村圏振興整備組合において、その女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【理事長部局】

広域事務局、老人ホームは女性職員の構成が比較的多い部局であることから、積極的な目標値は設定せず、キャリア形成を支援し職域拡大を促進する。

【消防長部局】

- (1) 平成33年度までに、消防職員の女性割合を平成26年度の実績（1.7%）を踏まえ、3%以上を目標とし積極的に取り組む。
- (2) 女性の採用試験の受験者数を、平成26年度の実績（0%）を踏まえ、受験者総数に占める女性割合を10%以上にする。
- (3) 施設の改善及び被服装備品等の整備を継続的に取り組む。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【理事長部局】※消防長部局共通

- (1) キャリアを拡大することができるための研修機会の拡大を図る。
- (2) 仕事と家庭の両立支援策の充実及び不安の解消に努める。

【消防長部局】

- (1) 平成 28 年度より、近隣高校を対象とした採用説明会等を開催する。
- (2) 女性消防職員採用の優遇措置を講ずる。
- (3) (1)及び(2)の実績により平成 29 年度以降、女性職員による女性向け採用説明会等の開催を検討する。
- (4) 女性消防吏員の採用拡大を踏まえた円滑な消防力の維持（代替職員の確保）等の人事管理における環境整備を図る。

(以上)